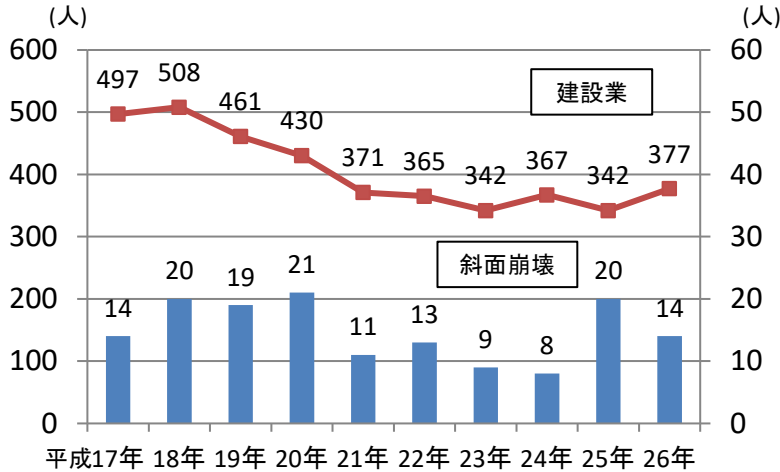


斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドラインの背景

建設業における斜面崩壊による死亡災害の発生状況



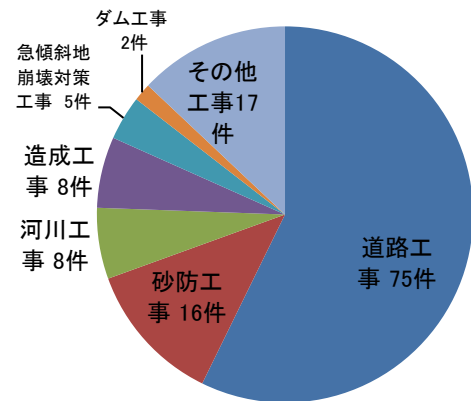
(資料出所: 厚生労働省死亡災害報告)

- 斜面崩壊により毎年10人から20人の死亡災害が発生
- 平成元年から平成14年の斜面崩壊による死亡災害129件、重大災害20件のうち、災害発生状況が詳細に把握できた131件の分析結果

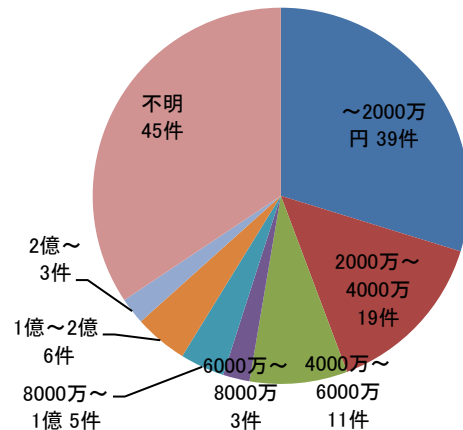
- ・ 道路工事中の災害 57%
- ・ 請負金額2000万円未満の工事 30%
4000万円未満の工事 44%
- ・ 工期が半年以内の工事 65%
- ・ 災害時の作業人数が10人以下のところ 90%

中小規模施工者を中心に対策を講じることが効果的

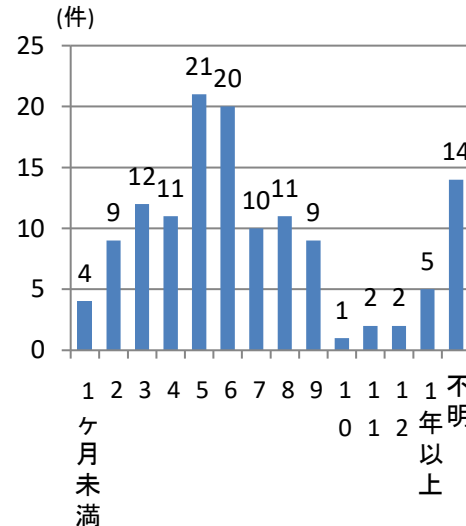
工事種別災害発生割合



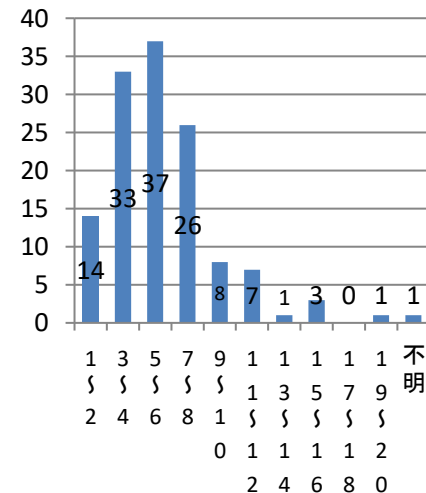
請負金額種別災害発生割合



工期別災害発生状況



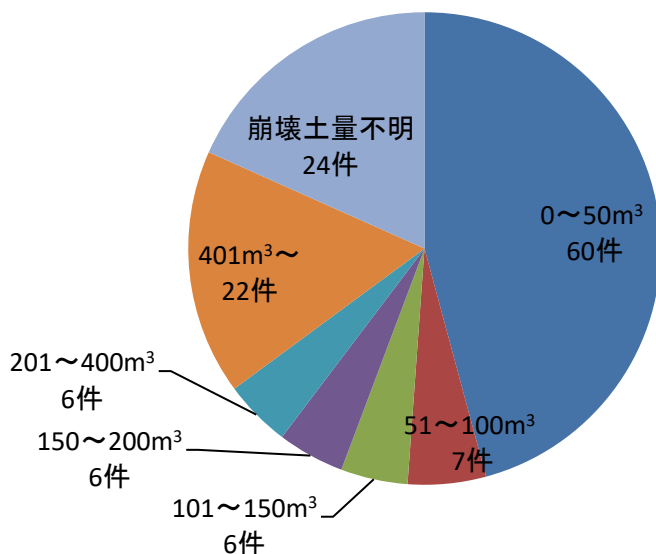
災害時の作業人数別災害発生状況



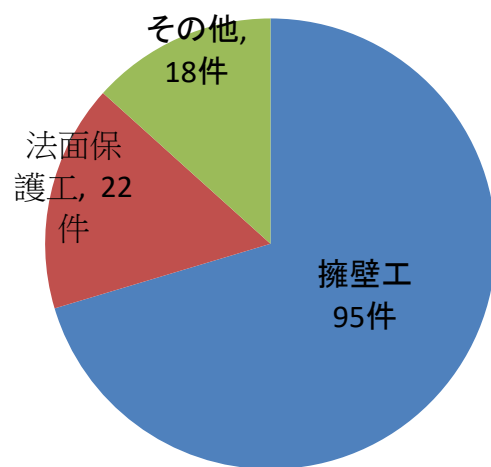
(資料出所: 独立行政法人労働安全衛生総合研究所「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関する調査研究会」報告書)

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドラインの背景 (分析結果の続き)

斜面の崩壊規模別災害発生状況



斜面安定化対策工法別災害発生状況



- ❑ 斜面崩壊災害における崩壊土量50m³以下 46%で最多
- ❑ 崩壊した地山を高さ・勾配別にみると以下のとおり
 - ・ 勾配が60度以上75度未満の斜面 46%で最多
←崖崩れは40度から49度で最も頻度が高いため、
自然斜面の崩壊に比べて急勾配
 - ・ 労働安全衛生規則第356条のその他の地山の場合に法違反となる斜面高さ・勾配での掘削 40%

崩壊斜面の高さ・勾配別災害発生状況

	60° 未満	60° 以上 75° 未満	75° 以上 90° 未満	90°	不明	計
2m未満		1	1	2		4
2m以上5m未満	1	15	8	1		25
5m以上10m未満	8	12	3	3	1	27
10m以上30m未満	10	16	5	1	1	33
30m以上50m未満	2	1			1	4
50m以上	1	3				4
不明	8	12	4	1	9	34
計	30	60	21	8	12	131

* 点線部分は、労働安全衛生規則第356条の岩盤又は堅い粘土からなる地山の掘削において法違反となる斜面高さ・勾配

* 網掛け部分は労働安全衛生規則第356条のその他の地山において法違反となる斜面高さ・勾配

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドラインの概要

＜趣旨・目的＞

- ①中小規模の道路工事、砂防工事等の地山の掘削作業では、十分な地質調査がなされておらず、施工開始後に設計図書が地質状況を反映していないことが判明する場合がある。
- ②掘削中の斜面は、降雨、湧水等により日々変化し、それらの変化が斜面崩壊につながる場合がある。
- ③点検により斜面の状態を的確に把握すること、工事関係者が点検結果に基づいた斜面崩壊の危険性を共有することが重要。

＜適用範囲＞

中小規模（掘削高さが概ね1.5から10メートル）の斜面掘削工事における以下の作業

設計者：斜面の設計作業

施工者：手堀り又は機械掘りによる斜面の掘削作業、擁壁工事等に伴う床堀型枠の組立・解体、床均し、丁張り、ブロック積み、コンクリート打設の作業等及びその施工管理

＜斜面掘削工事における点検等の種類と実施時期＞

設計・施行段階の点検

設計時、施行計画時、丁張設置時、掘削作業前、掘削作業終了時

日常点検

毎日の作業開始前、毎日の作業終了時、大雨時、震度4以上の地震の後等

変状時の点検

日常点検表で変状を確認した場合

異常時対応シート

変状時点検表により変状の進行を確認した場合

＜設計者、元方事業者、関係請負人の点検、安全性検討関係者会議等に関する主な実施事項＞

＜設計者＞

- ①事前調査の実施
- ②点検者による設計時点検・確認者による確認
- ③①②を踏まえた詳細設計
- ④発注者からの参加要請を受けた場合の安全性検討者会議への参加

* 設計者とは、設計業務を外注した場合、当該設計業務を行う建設関連業者をいう。

＜元方事業者＞

- ①掘削作業箇所の調査
- ②点検者による日常点検・確認者による確認
- ③点検を踏まえた危険防止措置の実施
- ④施工計画書の作成・発注者への提出
- ⑤点検者による施工段階別点検・変状時点検・確認者による確認
- ⑥⑤を踏まえた斜面の状況に応じた措置の実施
- ⑦異常時対応シートの作成と発注者への報告

- 報告
- ⑧⑦の場合の安全性検討関係者会議の開催・発注者への参加要請
 - ⑨⑧の安全性検討関係者会議における斜面の状況に対応するためのハード対策等の検討
 - ⑩⑨でハード対策が決定された場合の施工計画書の変更・それに基づく工事の実施

* 太字は法定事項

＜関係請負人＞

元方事業者と連携し、元方事業者に準じた実施事項の実施

上記実施事項の3者による連携と安全性検討関係者会議

凡例
設④：設計者の実施事項の④

